

## 建設機械レンタル管理士資格試験



建設機械器具賃貸業管理技士の  
資格をお持ちの皆様へ!!

2020年3月31日までにeラーニングをお申し  
込み下さい!!

受講修了をもってレンタル管理士資格を取  
得できます(試験は免除)

### 【対象者】

過去に建設機械器具賃貸業管理技士の資格を取  
得された全ての方

受講料20,000円(テキスト代金込み、税別)



新規受験希望の皆様へ!!

2020年予定の登録制度スタートまでには是非  
資格を取得して下さい、随時受付中です!!

受講料30,000円(テキスト代金込み、税別)

お問い合わせ先

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会

101-0038東京都千代田区神田美倉町12-1 キヤビル5F

EL03-3255-0511

<http://www.j-cra.org/jcmra/>

## 旧資格「建設機械器具賃貸業管理技士」資格登録者 各位

建設機械器具の管理技術者を育成するため、昭和 62 年協会の認定制度として、建設機械器具賃貸業管理技術者の合格者に名称を附与する登録制度を 1989 年まで実施してきました。その後平成 2 年に大臣告示による審査証明事業の認定制度が認められ、建設大臣（現国土交通大臣）認定建設機械器具賃貸業管理技士制度がスタートしました。2000 年度まで継続して実施してきましたが、この認定制度が国の規制緩和を受けて 2001 年の国土交通大臣告示により廃止となりました。

このことにより、協会としては引続き協会独自の認定制度として実施することは困難と判断し中止することとなりました。既に認定された管理技士が 5,501 名登録されていたことを受け、この資格保有者に永久資格として附与することとなり、2006 年末までに有資格者の希望者に登録の更新手続きをしていただいた結果、最終的に 2,016 名が永久登録を完了され、期間満了に伴う資格失効者（非永久登録者）は 3,485 名となりました。

その後、建設業界におけるレンタル業者の役割は拡大し、これに伴い業界として社会的、質的向上がより求められてきました。これらレンタル業者を取り巻く環境については社会的な要求も厳しくなり、これからは管理技術者としても、業務知識のみならず、環境規制、職場でのコンプライアンス等幅広く対応する必要があり、地域社会と共生する管理技術者（レンタル拠点の拠点長、営業所長）の確立、養成が急務となってきております。これら時代に合わせた内容のもと、建設機械レンタル業全般にわたる業務知識や管理能力等の幅広い知識と能力を備えた人材を育成する目的から、新たな資格制度「建設機械レンタル管理士」が創設されました。

旧資格「建設機械器具賃貸業管理技士」を以前努力して資格登録された多くの方々に、この新しい資格に移行していただくことについてお願いをさせていただきます次第です。

永久登録を取得された方、永久登録講習を受講されなくて登録期限が既に満了してしまった方も併せて、今回の「建設機械レンタル管理士」の資格取得に移行していただくことに際して、2020 年 3 月 31 日までにお申込みをされますと、eラーニングの受講のみを修了することで（CBT 試験は免除）「建設機械レンタル管理士」の資格を取得することができます。この申込期限を過ぎてしまいますと、一般の新規申込者と同じく、CBT 試験の受験が必要になります。受講料金も新規申込者より有利となりますので、上記期限までの早期の受講申込をお願い申し上げます。